

(趣旨)

第1条 この規定は、摂南大学における研究費の不正使用防止に関する規定第12条および摂南大学における研究活動に係る不正行為防止に関する規定第9条に定める研究倫理委員会(以下「委員会」という)について必要な事項を定める。

(構成)

第2条 委員会は、つぎの委員をもって構成する。

イ 学長

ロ 学部長のうち学長が指名する者 2名

ハ 研究支援・社会連携センター長

ニ 学長が指名する教職員 若干名

ホ 事務局長

ヘ 学外の実務もしくは会計の専門家または学術研究倫理に関する専門知識を有する者のうちから理事長が指名する者 若干名

なお、選出される者は、本学園と直接の利害関係を有しない者とする。

2 委員会に幹事を置き、研究支援・社会連携センター課長および会計課長をもって充てる。

(委員の任期)

第3条 前条第1項イ号からハ号およびホ号の委員の任期は、その在任期間中とする。

2 前条第1項ニ号およびヘ号の委員の任期は2年とし、重任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長・副委員長およびその職務)

第4条 委員会に、委員長および副委員長各1人を置く。

2 委員長は学長をもって充て、副委員長は、委員の中から委員長の意見を聴いて理事長が任命する。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときもしくは欠けたとき、または委員長から命じられたとき、委員長の職務を行う。

(委員会の責務および運営)

第5条 委員会はつぎに掲げる事項を掌る。

イ 研究費の不正使用防止に関する事項

a 研究費の不正防止計画の策定および実施

b 研究費の使用に係る研究者に対するルールの周知、研修、コンプライアンス教育等の企画および実施

c 研究者の研究費の不正使用に係る調査の審理、裁定および執るべき措置の提案

d その他研究費の不正使用防止を図るための必要な活動

ロ 研究活動における不正行為の防止に関する事項

a 研究活動における不正行為の防止に関する方策の策定および実施

b 公正な研究を実施するための研究者に対する研究倫理教育・当該教育に関する啓発等の企画および実施

c 研究者の研究活動における不正行為に係る調査の審理、裁定および執るべき措置の提案

d その他研究活動における不正行為の防止を図るための必要な活動

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

3 前項の規定にかかわらず、委員会は、第1項イ号cまたは第1項ロ号cに規定する事項を審議するときは、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

4 当該研究費の不正使用または当該研究活動における不正行為に利害関係を有する委員は、当該不正使用または当該不正行為の調査に関する全ての審議に加わることができない。

5 委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の多数によらなければならない。

6 委員会における審議は、非公開とする。

7 委員会の議事録は、非公開とする。

(守秘義務と個人情報保護)

第6条 委員会の職務および運営を行うすべての者は、その任務の遂行上知り得た情報(個人情報も含む)を他に漏らしたり、不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の審議に関する庶務について、「摂南大学における研究費の不正使用防止に関する規定」に係る事項は学長室会計課で取り扱い、「摂南大学における研究活動に係る不正行為防止に関する規定」に係る事項は研究支援・社会連携センターで取り扱う。

(規定の改廃)

第8条 この規定の改廃は、委員会および大学・大学院運営会議の意見を聴き、学長の承認を得て、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、2015年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2021年12月8日から施行し、2021年4月1日から適用する。